

特記仕様書

社会福祉法人 たちばな会
理事長 小林 泰典

- 1.工事名称 社会福祉法人たちばな会 たちばなこども園大規模改修工事
2.工事場所 新潟県阿賀野市中央町1丁目3-1
3.概要

用途 : 幼保連携型認定こども園
建築年月日 : 昭和61年12月 築39年
構造・規模 : 鉄筋コンクリート造地上2階建
床面積 : 1階 : 304.74㎡
 : 2階 : 323.94㎡
 : 延べ床面積 : 628.68㎡

予定工事概要

- a. 外壁修繕工事（部分修繕を含む・全体塗装）
- b. 屋根修繕工事（部分修繕を含む・全体防水塗装）
- c. 外部修繕（ベランダ手摺修繕・トップライト修繕・シンボル修繕）
- d. 玄関修繕工事（入口建具改修）
- e. 内部修繕工事（壁・棚・内部建具・窓・流し台）
- f. 電気設備修繕工事（トイレ改修・給食室改修・照明器具改修）
- g. 機械設備修繕工事（トイレ改修）

4. 設計書記載の製品番号は積算上の条件であり、指定するものではない。
ただし、使用する資器材は事前に監督員及び係員の承認を受けて同等品
又は同等以上のものを使用する事。
5. 工事施工に必要な関係官公庁に対する諸手続き（アスベスト事前報告・
条例等）は監督員及び係員と協議の上受注者の責任により処理するもの
とし、遅延なく行うこと。
又、上記のアスベスト事前報告の作成に伴いアスベスト含有分析調査で
含有が認められた場合は、協議による。（当初設計はアスベスト含有無し）
6. 工事の着手に先立ち、施工計画及び工程表を作成し、監督員及び係員の
承諾を受けること。また事前の周知を行ってから実施すること。
7. たちばなこども園の登下校時間帯及び通園バス発着時間帯を把握し、
工事車両等の時間帯を調整する。また、園児のお昼寝の時間帯についても
把握し、工事工程を調整する。本工事はこども園を運営しながら工事とな
る為、現場着手にあたっては事前に安全対策・粉塵飛散対策・臭気対策・
施工方法について、監督員及び係員と協議を行うこと。
8. 工事期間を通して、監督員・係員・請負者の3者で工事状況確認及び報告
等の定例打合せを開く。開催時に関しては、協議による。

又、給食室修繕工事に伴う、工事期間中の給食提供の方法については、監督員及び係員と協議を行うこと。

各保育室等の修繕工事については、仮設保育室を設けずに1室ごとに修繕工事を施工する。

玄関修繕工事については、1階保育室のベランダ側入口を利用し仮玄関とし施工する。

各階トイレ修繕工事については、同時使用不可期間を1～2週間程度を見込み、仮設トイレを設けず、期間中は2階トイレ（A）を使用することとする。

9. 本工事で解体された廃棄物等は、関係法令に従い適正処分し、報告書及びマニフェストを監督員及び係員に提出すること。

11. その他

- ① 受注者は設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工または技術上当然必要と認められる場合は、監督員及び係員との協議を行うこと。
- ② 工事にあたっては監督員及び係員との連絡を密にし、その指示に従うこと。
- ③ 現場作業に当たり、対象施設の電源及び水道を使用する場合は、実費負担すること。
- ④ 本仕様書に疑義が生じたときまたは、本仕様書に定めない事項については、監督員及び係員と請負者が協議の上解決するものとする。